

訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（択一過去問編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

【商業登記法Ⅳ】

頁数	問題番号	誤	正
126	22-11～ 22-15 (ウ) 右記のとおり変更	「成年被後見人となった」・「破産手続開始の決定を受けた」・「解任された」が入る。 取締役の権利義務が発生しない退任事由は、(ア)より、任期满了又は辞任以外の退任事由である。そして、取締役が、「成年被後見人となった」又は「破産手続開始の決定を受けた」ときは、取締役の欠格事由(331)には該当しないが、 <u>委任の終了事由</u> に該当するため、当該取締役は退任する。したがって、(ウ)には、選択肢の中から、上記3つが入る。なお、「特別背任罪で起訴された(刑が確定する前の段階)」「被保佐人となった」は、欠格事由にも委任の終了事由にも該当せず、当該取締役は退任しない。	
129	22-20 右記のとおり変更	取締役乙海春子について成年被後見人とする審判が令和5年4月2日に確定した。	取締役 乙海春子 令和0年0月0日就任 令和0年0月0日登記 令和5年4月2日退任 令和5年4月6日登記
130	22-20 右記のとおり変更	令和元年の改正により、成年後見人であることは取締役の欠格事由ではなくなったが、取締役について後見開始の審判が確定すると、委任の終了事由に該当するため、当該取締役は退任することになる。この退任登記の申請の登記原因及びその日付は「年月日退任」である。	